

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Nov.2023 vol.129

11月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

11月の楽しみと いえば…

今年も残すところあと 2か月となりました。すっかり肌寒い季節となりましたね。さて、11月といえば、ボジョレーヌーボーの解禁です。ご存知の方が多くかもしれませんが、解禁日は毎年11月の第3木曜日の午前0時と定められているそうです。今年でいえば 11月16日(木)です。通常の赤ワインは冷やすと渋みが強くでしまうため常温で飲むことが一般的ですが、ボジョレーヌーボーは、タンニンとよばれる渋みがあまりついていないため、少し冷やして飲むとより美味しく頂けるそうです。ワイン好きの方は毎年楽しみにされているのではないのでしょうか。自分へのご褒美に、今年もフレッシュな味わいを楽しみたいです。





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



TOPIC

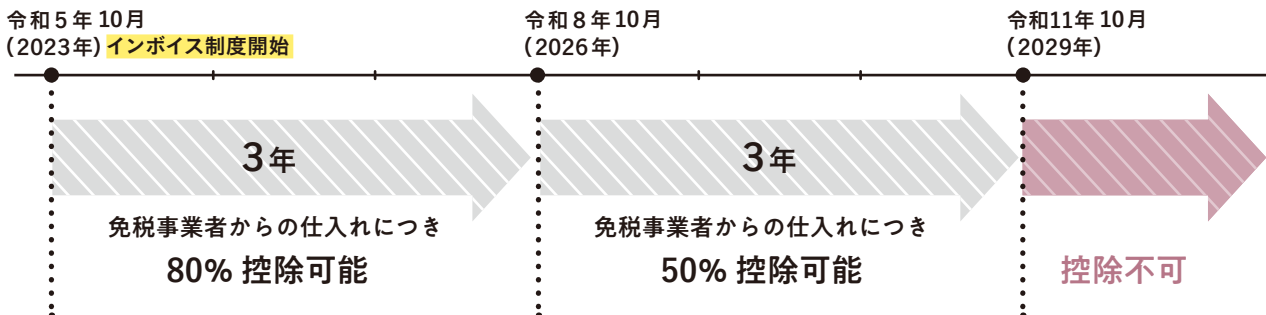


インボイスについてのケース別対応方法③

いよいよ令和5年10月より**適格請求書等保存方式(インボイス制度)**がスタートしました。今回は免税事業者から仕入れを行った場合の取扱いについて解説致します。

1 免税事業者から仕入れを行った場合

インボイス制度開始後は、免税事業者からの仕入れは原則として課税仕入れに係る消費税額を控除することができません。ただし、**令和11年9月までは経過措置があり、一定の消費税額を控除することができます**。経過措置の期間ごとの控除できる割合は以下の通りです。



経過措置の期間は、免税事業者からの仕入れについても、**一定の事項が記載された帳簿(※1)及び請求書等(※2)又電子的記録を保存していれば、部分的に課税仕入れにかかる消費税を控除することが可能です。**

しかし、**経過措置経過後(令和11年10月以降)は消費税を控除することができなくなります。**

(※1)一定の事項が記載された帳簿とは…

通常の記載内容に加えて、「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」が記載されている帳簿

(※2)一定の事項が記載された請求書等とは…

区分記載請求書と同様の必要事項が記載された請求書等

MUKAI NEWS!

4年ぶり!むかいグループBBQ大会!

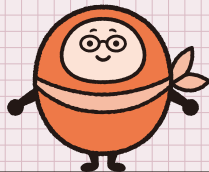
むかいアドバイザーグループの天満です。すっかり秋めいてきましたね。先日、4年ぶりにむかいグループBBQ大会を開催しました!幹事が準備したお肉は顧問先様のお店のお肉セットということもあり大満足の味(*^-^*)スタッフとその家族も含め計40名が参加し、途中雨に降られたものの過ごしやすい気温の中でにぎやかな楽しいひと時を過ごしました。一緒に参加した妻からはみんな良い人ばかりだねと言われ、私は良い人に囲まれて日々仕事が出来ていることを改めて実感しました。準備・運営に取り組んでくれた幹事にも感謝です。久々のBBQはよいリフレッシュの機会となりました!



むーマンの相続相談室

テーマ：相続税 生前贈与加算の対象者は？

お悩み
解決！



回答者 むーマン

相続で困っている人たちに
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けてもらっている。

Question

相続税対策として親族への生前贈与を検討しています。
相続税を計算する際の「**生前贈与加算**」(※)の期間が延長されましたが、詳しく教えてください。
(※)「**生前贈与加算**」とは、相続開始前3～7年以内に、被相続人から暦年課税による生前贈与(以下、「**暦年贈与**」という)を受けた場合、その贈与財産を相続財産に持ち戻し、相続税額の計算に含める制度です。



太郎さん



むーマン

令和5年の税制改正により、令和6年1月1日以降に行われる暦年贈与について、**生前贈与加算の加算期間が7年に延長**されました。この生前贈与加算の対象者となるのは、以下の方です。

- 相続や遺贈によって財産を取得した人
- みなし相続財産を取得した人

相続によって財産を取得した人

基本的には、法定相続人に該当する方が相続開始前3～7年以内に暦年贈与を受けていた場合は、加算の対象になります。ただし、相続放棄をした方や相続によって財産を何も取得しなかった方は、加算対象者には含まれません。

遺贈によって財産を取得した人

法定相続人であるかどうかに関わらず、遺贈(遺言により財産を無償でゆずること、法定相続人以外にも遺産をゆずることができる)によって財産を取得した方が相続開始前3～7年以内に暦年贈与を受けていた場合も、加算の対象になります。

みなし相続財産を取得した人

生命保険金や死亡退職金などのみなし相続財産(相続財産ではないが相続税の課税対象となる財産)を取得した方も、加算の対象者になります。

例えば、生命保険金の受取人をお孫様(法定相続人ではない)にしていた場合、そのお孫様への相続開始前3～7年以内の暦年贈与は生前贈与加算の対象となってしまいます。

また、暦年贈与は基礎控除110万円以下であれば贈与税の申告・納税が不要ですが、**生前贈与加算は基礎控除以下の暦年贈与も対象になる**ことにも注意が必要です。加算期間が延長されたことにより、**相続税対策としての生前贈与についてはこれまで以上に早く対策を打っていくことが重要**となりました。相続によって財産を取得する予定の方に暦年贈与をする場合は、少しでも早く行った方が対策効果を得られる可能性が高くなります。また、相続や遺贈によって財産を取得しないご親族へ贈与されることも相続税対策に繋がります。相続税対策のために行った生前贈与でも、結果として相続財産に持ち戻すことになってしまい効果が無かったというケースもよくみかけます。生前贈与をご検討の方は、事前に専門家にご相談されて効果的に対策をとっていくことをおすすめします。

相続税対策は
少しでも早く！

むーマン
から一言！

お気軽に！

相続の**無料相談**予約受付中！

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



WEBからも
ご予約可能！

今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「乱を忘れず」

いつまでも景気がよくて、生活も豊かであれば、まことに結構であるが、人生には雨の日もあれば、風の日もある。いつも平和で豊かなときばかりとは限らない。それが人生である。ところが、ある程度世の中の景気もよくなり、生活も向上して、安穏な毎日が続くと、いつしか世の中の実体、人生のあり方を忘れて、日を送る。それで済むならよいが、いつかは不景気の波が立つ。そのときに変わらぬ泰然の心境でいられるか、どうか。いついかなる変事にあおうとも、つねにそれに対処してゆけるように、かねて平時から備えておく心がまえがほしいもの。「治にいて乱を忘れず」である。それがわかっているながら、今ひとつ充分でないのも、これも人間の一つの弱点であろうか。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者 / 税理士・行政書士 向 智大

代表者 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00~18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています